

議案第37号

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例（昭和57年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改める。

第3条中「区」を「葛飾区（以下「区」という。）」に改める。

第10条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第17条の見出し中「撤去費用」を「撤去等に要する費用」に改め、同条中「、保管自転車」の次に「又は前条第4項の規定により保管自転車を売却した代金」を、「撤去」の次に「等」を加える。

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第3条、第10条及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。